2. 本邦で使用可能なオピオイドの分類

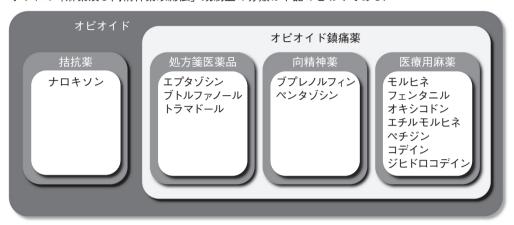
1986年に発表されたWHO(世界保健機関)方式がん疼痛治療法の三段階除痛ラダーは、オピオイド受容体への親和性、鎮痛効果などの各種オピオイドの薬理学的特長を重視したもので、非オピオイド、弱オピオイド、強オピオイドの3つのカテゴリーに分類されている。本邦では、この分類とは別に「麻薬及び向精神薬取締法」と「薬事法」上の分類として、オピオイドについては、'医療用麻薬'、'向精神薬'、'習慣性医薬品'、'規制の全くない薬物'という分類が存在する。非がん性慢性[疼]痛のオピオイド治療において、処方医はオピオイド鎮痛薬の「麻薬及び向精神薬取締法」と「薬事法」上の分類を理解した上でその処方を行わなければならない。

表 2 各種オピオイドの薬事法上の分類

	薬品名	剤 型	非がん性[疼]痛の	規制区分
			適応	
弱オピオイド	トラマドール	トラマドールカプセル	なし	_
		トラマドール/アセトアミノフェン合剤	あり	_
	ブプレノルフィン	坐薬	なし	向精神薬
		貼付薬	あり	向精神薬
	ペンタゾシン	錠	なし	向精神薬
	コデイン	1% (散, 錠)	あり	_
		10%(散)	あり	麻薬
強オピオイド	モルヒネ	錠,末	あり	麻薬
		坐薬, 水液	なし	麻薬
		徐放剤	なし	麻薬
	オキシコドン	細粒	なし	麻薬
		錠	なし	麻薬
	フェンタニル	3 日用貼付剤	あり	麻薬
		1 日用貼付剤	なし	麻 薬

注. 麻薬: 医療用麻薬

表3 オピオイドの「麻薬及び向精神薬取締法」上の分類(文献4より引用一部改訂) 日本では、ほとんどのオピオイドが[麻薬及び向精神薬取締法]で厳しく規制されている。オピ オイドの「麻薬及び向精神薬取締法」規制上の分類は下記のとおりである。



例えば、コデインリン酸塩 散には 1% (w/w) と 10% (w/w) 製剤が存在し、WHO 方式の三段階除痛ラダーではともに弱オピオイドに分類されるが、本邦の「麻薬及び向精神薬取締法」と「薬事法」上分類では、1%製剤は"規制の全くない薬物"に、10%製剤は"医療用麻薬"に分類される。また、トラマドールも弱オピオイドであるが、"全く規制のない薬物"に分類されている。一方、ブプレノルフィンは、「麻薬及び向精神薬取締法」と「薬事法」により"向精神薬"に分類されるが、一部の国では、いずれも強オピオイドに分類されている。

これらの「麻薬及び向精神薬取締法」と「薬事法」上の各種オピオイド鎮痛薬の分類を熟知した上で、処方医は非がん性慢性[疼]痛に対するオピオイド治療を開始するべきである。表2、表3に、各種オピオイドの「麻薬及び向精神薬取締法」、「薬事法」における各種オピオイドの分類と保険適応の有無を示す。非がん性慢性[疼]痛治療におけるオピオイド鎮痛薬の選択にあたっては、添付文書上の適応を遵守しなければならない。